

5. 関連法、補助助成制度の整理

マイクロ水力発電を設置する上での、関連法及び補助助成制度を整理する。

5.1. 関連法の整理

マイクロ水力発電の計画を進める上では各種法制度が関係する。主なものを表 5-1 に示す。

表 5-1 主な関連法制度

法制度	管轄
河川法	国土交通省河川事務所
電気事業法	経済産業省産業保安監督部
自然公園法	都道府県立自然公園：都道府県環境関係部署
自然環境保全法	環境省地方環境事務所
国有林野法	林野庁森林管理署
森林法	林野庁森林管理署、都道府県林野関係部署
農地法	都道府県農業委員会
砂防法	国土交通省砂防工事事務所

5.1.1. 河川法の整理

マイクロ水力発電の計画を進める上で重要となる河川法について示す。

河川を流れる水を利用するマイクロ水力発電では河川法の適用を受ける。対象が農業用水路であっても、「発電」という目的が異なり、流水を消費しない場合でもエネルギーを利用するため、水利使用の許可が必要となる。

表 5-2 に水利使用に関する処分権者などについて示す。ニセコ町には、二級河川がないため除外した。

表 5-2 水利使用に関する処分権者など

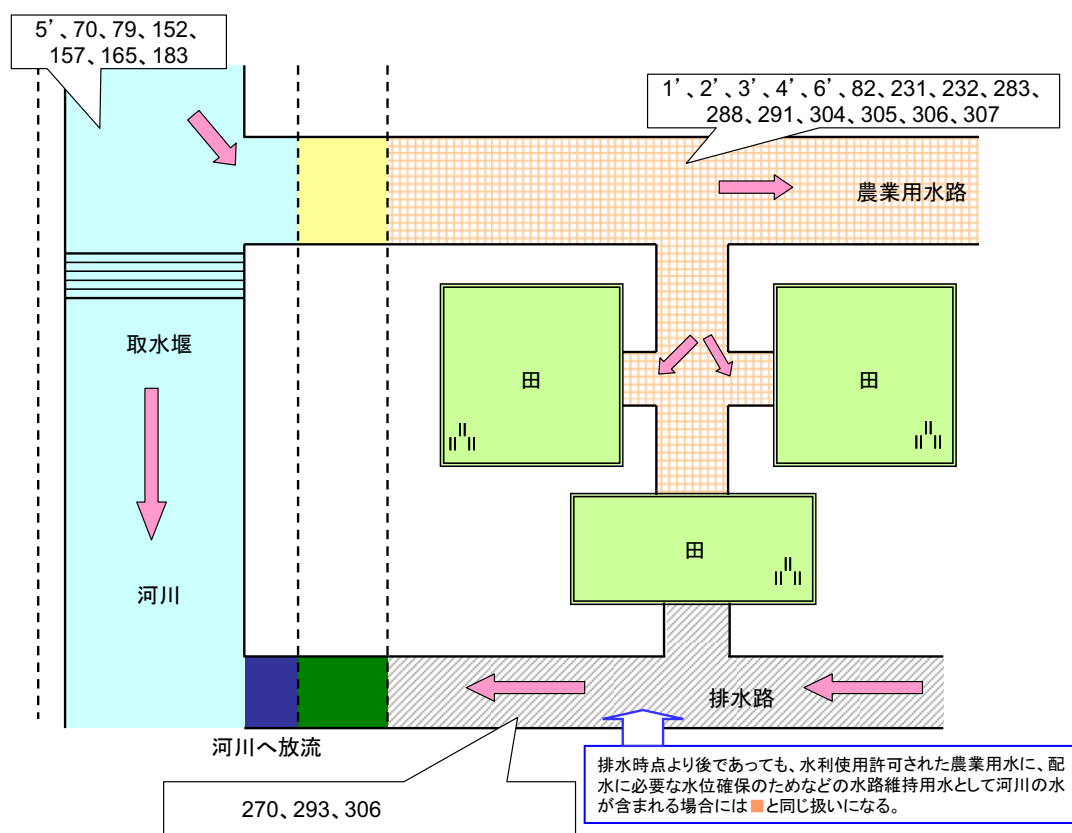
区分		特定水利使用			その他
		処分権者	認可等	協議等	処分権者
一級河川	直轄区間	国土交通大臣(法 9①) 整備局長(法 98)(令 53①)(則 37の 2)(令 53②)	-	関係行政機関の長協議(法 35①) 関係都道府県知事意見聴取(法 36①)	整備局長(法 98)(令 53①) 都道府県知事(法 9②) 指定都市の長(法 9⑤)
	指定区間				
準用河川		市町村長(法 100)	- (令 56)	- (令 56)	市町村長(法 100)

許可は河川、農業用水路、農業用水路の排水など、その地点によって異なる。

それらの区分例を図 5-1 に示す。また図中の番号は、本調査で設置計画を検討した地点の番号である。

表 5-3 水利権上の各水路の概要

対象	概要
農業用水路	取水口の水利権許可に従属。市長町の農業関係の部署やJA、土地改良区などへの確認・協議が必要。ニセコ町であれば、取水口許可は知事かニセコ町が多い。申請者はニセコ町かJAが多い。
町管理の河川	普通河川は河川法の適用外。準用河川とあわせ、町役場との確認・協議が必要。
1級2級河川など	北海道開発局や国土交通省などとの確認・協議が必要。設置地点の状況、規模、水車・付帯設備の状況などで協議先・許可申請も変わる可能性があるため、設計段階や実行が現実的になった時点などで早めの協議が必要。流況資料や構造物としての基準に従う必要があるなどハードルは高くなる。



色	水利使用許可	土地占有許可	工事許可	河川保全区域内での工事許可
 	○	-	-	-
 	-	-	-	-
 	-	-	-	○
 	-	○	○	-
 	○	○	○	-
 	○	-	-	○

図 5-1 水路ごとの水利権など、許可申請の区分の目安

河川法の許可手続きのフロー例を図 5-2 に示す。本フローは一級河川の場合だが、市町村管轄の河川・農水路の場合は当該市町村長に申請を行うこととなる。

ただし、前例が無い場合や当該市町村が主導で申請を行う場合は、関係行政機関に事前協議をしておくことが望まれる。

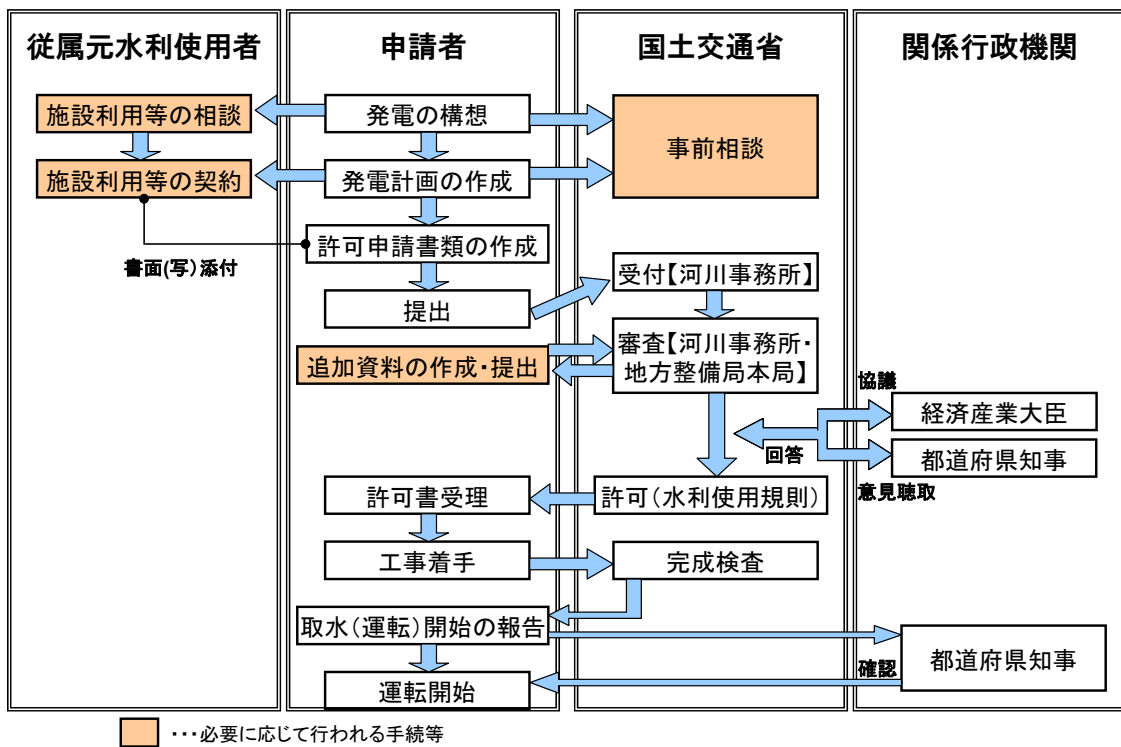


図 5-2 河川法手続きのフロー例（一級河川の場合）

5.1.2. その他法の整理

● 電気事業法

出力などにより電気工作物の区分が変わり、その区分によって手続きなども変化する。

出力 20kW 未満、電圧 600V 以下、使用流量 1m³/s 以下 → 一般用電気工作物
一般用電気工作物以外の電気工作物 → 事業用電気工作物
事業用電気工作物のうち電気事業用以外のもの → 自家用電気工作物

本調査における想定機器は全て一般用電気工作物に分類され、以下の手続きが不要となる。

法 第 39 条 事業用工作物の維持	事業者は自主保安体制の整備を図るため、常に技術基準に定めるところに従い、電気工作物を正常な状態に維持しておかなければならない。
法 第 42 条 保安規定	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安確保のため、保安規程を作成し届出なければならない。
法 第 43 条 主任技術者	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行わせるため、主任技術者を選任しなければならない。
法 第 48 条 工事計画の事前届出	電気工作物の設置又は変更の工事を行うものは、工事の計画を届出なければならない。

系統連系を行う場合は電力会社（北海道電力）との協議や契約が必要となる。また、電力供給安定化のため、種々の基準を守る必要があり、設置コストが独立電源と比較して高価になるケースが多い。

● その他法

その他の関連法と概要を表 5-4 に整理する。

表 5-4 その他の関係法制度

法制度	概要
自然公園法	自然公園法は優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保護、休養及び教化に資することを目的とする。法の他に、自然公園法施行令、自然公園法施行規則がある。
自然環境保全法	自然環境保全法は、自然公園法その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。法の他に、自然環境保全法施行令、自然環境保全法施行規則がある。
国有林野法	国有林野の活用に関する法律は、森林、林業基本法の規定の趣旨に即し、国有林野の所在する地域における農林業の構造改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上のための国有林野の活用につき、国の方針を明らかにするなどにより、その適正かつ円滑な実施の確保を図ることを目的とする。法の他に、国有林野法施行規則がある。
森林法	森林法は、保安林以外の森林であってもそれが国民生活の安定と地域社会の健全な発展に少なからぬ役割を有していることを鑑み、これらの森林において開発行為を行うに当たっては、これらの森林の有する役割を阻害しないよう適正に行うことが必要であり、保安林制度との連携を図りつつ、森林の土地の適正な利用を確保することを目的とする。法の他に、森林法施行法、森林法施行令、森林法施行規則がある。
農地法	農地法は、農地はその耕作者自らが所有することも最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、及び権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し、もって耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図ることを目的とする。法の他に、農地法施行法、農地法施行令、農地法施行規則がある。
砂防法	砂防法は、治水上砂防のため、砂防設備を施設する必要がある土地又は一定行為を禁止制限すべき土地を指定し、土砂災害を防止することを目的とする。法の他に、砂防法施行規定が制定されている。

5.2. 補助助成制度の整理

マイクロ水力発電の調査・計画・設置に関連する補助助成制度を整理する。主なものを以下に示す。

これらの制度は、年度により変更、新設、廃止などがあるため、マイクロ水力発電の設置や調査検討を行う際にその都度最新状況を確認する必要がある。

1. H23 年度 地方公共団体対策技術率先導入補助事業 (環境省)	
目的	小規模な地方公共団体が、所有する施設において、先端的な再生可能エネルギー・省エネルギー設備の率先的な導入を行う取組に対し支援する。
対象事業	①地方公共団体施設への先端的再生可能エネルギー・省エネルギー設備の率先導入 ②地方公共団体の施設へのシェアード・セイビングス・エスコ事業
補助率	補助対象経費の 1/2 (①の事業の補助下限：600 万円)
対象者	①地方公共団体 ②地方公共団体の施設へのシェアード・セイビングス・エスコを用いて省エネ化を行う民間団体等 (グリーンニューディール基金交付対象自治体を除く)
照会先	環境省北海道地方環境事務所環境対策課

2. H22 年度 新エネルギー等非営利活動促進事業 (NEDO)	
目的	営利を目的としない事業を行う民間団体等の主導により草の根レベルにおける新エネルギー・省エネルギーの理解・導入普及活動を支援することによって、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図る。
対象事業	営利を目的としない新エネルギー等の導入・省エネルギーの普及啓発活動を実施する事業で、かつ不特定多数の者を対象に、地域等における普及啓発効果がある事業について、予算の範囲内で補助対象経費の一部を補助します。
補助率	①補助率は補助対象経費 1/2 以内 ②補助金の上限額は 1 事業あたりの補助金上限額 300 万円。 1 団体に対する補助金上限額は 500 万円。 ③補助事業の対象実施期間 単年度 ④収入金／協賛金等の扱い (控除) 対価性のある収入を得る場合は、補助対象金額から控除
対象者	・ 特定非営利活動法人 ・ 公益法人等の法人格を有する非営利民間団体 ・ 会員数が 10 名以上で定款に準じる書類を整備している任意団体。
照会先	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構北海道支部

3. H23 年度次世代エネルギー技術実証事業費補助金（NEPC）	
目的	新エネルギー・省エネルギーの理解・導入普及活動を支援することによって、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図る。
対象事業	次世代エネルギー技術実証事業。下記の内容を含んだ次世代エネルギー・社会システム。 A 次世代エネルギー・社会システム実証補完型プロジェクト(補助率:1/2 以内) 次世代エネルギー・社会システム実証で行う総合的なスマートコミュニティのモデルづくりを補完する先端的な技術等を含んだ実証事業を行い、各地域で共通に使えるスマートコミュニティ関連技術の確立を目指します。 実証事業の例 <ul style="list-style-type: none"> ● 乗用車の都市部への乗り入れ制限などによる交通流システムの構築 ● 直流配電によるエネルギー変換ロス削減、再生可能エネルギー利用の効率化 B 地域資源活用型プロジェクト(補助率:1/2 以内) 地域で十分に活用されずに眠っている未利用エネルギー、再生可能エネルギー、地域の個性ある技術やアイデアを生かしたビジネスモデル等を活用し、スマートコミュニティに示される社会システムを一層多様なものとするような実証事業を行い、地域の実情に根ざしたスマートコミュニティを構築します。 実証事業の例 <ul style="list-style-type: none"> ● 農業を行う場合の効率的な再生可能エネルギーの活用 ● 寒冷地における雪氷熱等を活用したエネルギーシステムの構築 ● 大学等需要が集約された場所での再生可能エネルギーの最大活用 ● 船舶の再生可能エネルギー活用による停泊中の船の化石燃料の消費の抑制
補助率	1/2 以内
対象者	1) 日本法人（登記法人）である民間会社又は民間会社を主提案法人（幹事法人）とする共同体若しくは任意団体又は大学等であること。
照会先	一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会 スマートコミュニティセンター

4. かんがい排水事業等の土地改良事業（農林水産省）	
目的	農業生産基盤の整備。
対象事業	農業用水利施設の整備と一体的に、土地改良施設に電力を供給する発電施設を整備 発電規模は受益地内の土地改良施設の電力需要量により制限
補助率	国営事業 2/3、県営事業 1/2
対象者	かんがい排水事業等の実施主体（主に国、都道府県）
照会先	農林水産省農村振興局水資源課

5. 農山漁村地域整備交付金（農林水産省）	
目的	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備を支援する。
対象事業	地域用水環境整備事業（小水力発電施設設備等）。土地改良施設、農林水産省の助成対象の農業施設や公的施設等に電力を供給する発電施設の整備。
補助率	1/2
対象者	都道府県、市町村、土地改良区等
照会先	農林水産省 農村振興局 水資源課

6. 村づくり交付金（農林水産省）	
目的	農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施し、農業生産性の向上を図りつつ、快適な生活環境と定住条件が確保された個性的で魅力ある村づくりを推進する。
対象事業	農林水産省の助成対象の農業施設等、市町村が整備した公共施設などに電力を供給する発電施設を整備
補助率	1/2
対象者	村づくり交付金の実施主体（市町村、土地改良区等）
照会先	国土交通省北海道局農林水産課

7. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農林水産省）	
目的	人口減少、高齢化が進み活力が低下している農山漁村において、定住や都市住民による地域居住、都市との地域間交流を促すことにより、農山漁村を活性化する。
対象事業	自然・資源活用施設整備。水力・風力・太陽光・バイオマス・廃棄物などの自然エネルギー供給施設などの整備を支援。
補助率	1/2 ほか
対象者	都道府県、市町村、農協、土地改良区等
照会先	農林水産省農村振興局整備部農村整備官活性化支援班

8. H23 小水力等農業水利施設利活用促進事業（低コスト発電設備実証事業）（農林水産省）	
目的	小水力発電の技術指導等を通じて、新技術を活用した低コストな水力発電の実証による普及を図ることにより、農業生産費の低減、低炭素社会の創出に資する。
対象事業	農業水利施設を活用した小水力発電の導入を促進するために必要となる調査・設計等
補助率	定額
対象者	民間団体（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、特例財団法人、特殊財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人。認可法人、独立行政法人等）
照会先	農林水産省農村振興局整備部水資源課

9. H23 年度 中小水力・地熱発電開発費等補助金（経済産業省）	
目的	内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図る。
対象事業	①水力発電施設の設置等事業 ②水力発電施設の設置等に係る新技術の導入事業
補助率	①水力発電施設の設置等事業 ・ 5,000kW 以下 20%限度 ・ 5,000kW 超 30,000kW 以下 10%限度 ②水力発電施設の設置等に係る新技術の導入事業 ・ 新技術を導入した部分 50%を限度
対象者	一般電気事業者、公営電気事業者等卸供給事業者、卸電気事業者、特定規模電気事業者、特定電気事業者、自家用発電所を設置する者
照会先	経済産業省 資源エネルギー庁 電力基盤整備課

10. H23 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境省）	
目的	地方公共団体による地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図る。
対象事業	小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業 再生可能エネルギー設備（小水力）：発電以外の用途に供される工作物に設置される 定格出力 1,000kW 以下のもの。
補助率	1/2（上限）
対象者	地方公共団体
照会先	環境省北海道地方環境事務所環境対策課

11. H23 年度 地域づくり総合交付金（北海道）	
目的	地域づくり推進事業：地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を活かした取組の推進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化する。
対象事業	地域づくり推進事業の一例として省エネルギー・新エネルギー振興事業 (新エネルギー等開発利用施設整備事業、省エネルギー・新エネルギー促進事業)
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・交付率:2 分の 1 以内 ・上限額、下限額 ハード系事業 <上限額> 単一市町村 1 億円(その他 2 億円) <下限額>500 万円 ソフト系事業 <上限額> 単一市町村 500 万円(その他 1,000 万円) <下限額> 50 万円 ※総合振興局長・振興局長が適当と認める者 <上限額> 300 万円 <下限額> 10 万円
対象者	市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数の市町村で構成する協議会等。ただし、ソフト系事業においては、これらに加え、総合振興局長・振興局長が適当と認める者
照会先	北海道 総合政策部 地域づくり支援局 地域再生グループ

12. 2011 北海道エネルギーフロンティア事業（エネルギー―村―炭素おとし事業）（北海道）	
目的	地域の特色を活かした省エネ・新エネ事業を通じて、地域経済の活性化を図る取組を支援し、環境と成長が両立する低炭素社会の実現をめざす。
対象事業	地域の特色を活かした低炭素化に向けた取り組みで、CO ₂ 排出量の削減と地域経済の活性化等について、定量的・具体的な効果が見込まれ、市町村と企業や NPO 等地域の多様な主体が協働、連携して取り組む戦略テーマに則した事業
補助率	事業計画書記載の炭素おとし量 1 トン当たり 10 万円を乗じた額と補助対象経費の合計額のいずれか低い額。（上限額 3,000 万円、単独市町村内の取り組みの場合 1,000 万円）
対象者	法人、任意団体及びその他知事が適当と認めたものと市町村で構成された共同体（コンソーシアム）（※複数の市町村のみで構成されたものを除く。）
照会先	北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室

13. 強い農業づくり交付金（農林水産省）	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産地競争力の強化 ・ 経営力の強化 ・ 食品流通の合理化
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産地競争力の強化に向けた総合的推進 ・ 草地環境基盤整備対策 上記に付随する共同利用施設の整備事業を含む（高度技術導入施設として小水力発電システムによるエネルギー供給施設も対象となる可能性あり）
補助率	(1)交付方法:間接交付 (2)交 付 率:定額(事業費の 1/2、4/10、1/3 以内)
対象者	市町村、農協、農業者の組織する団体
照会先	北海道農政部農業経営局農業支援課支援グループ